

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
42	後期高齢者健康診査に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡山市は、後期高齢者健康診査に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福島県郡山市長

## 公表日

令和7年4月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	後期高齢者健康診査に関する事務	
②事務の概要	郡山市は、後期高齢者健康診査に関する事務の実施に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。 特定個人情報を取扱う事務は次のとおりとする。 1 後期高齢者健康診査受診対象者の特定 2 後期高齢者健康診査受診結果の管理 3 後期高齢者健康診査受診結果通知書の送付	
③システムの名称	1 保健情報管理システム 2 庁内連携システム 3 団体内統合宛名番号システム 4 中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
後期高齢者健康診査ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び同法別表85の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[ 実施しない ]  ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	保健福祉部保健所健康づくり課及び市民部国民健康保険課	
②所属長の役職名	健康づくり課長、国民健康保険課長	
6. 他の評価実施機関		
—		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	郵便番号963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口：政策開発部広聴広報課（市政情報センター） 024-924-3511	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	郵便番号963-8024 郡山市朝日二丁目15番1号 保健福祉部保健所健康づくり課 024-924-2900	郵便番号963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 市民部国民健康保険課（後期高齢者医療係） 024-924-2146
9. 規則第9条第2項の適用		
適用した理由	[ ]適用した	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月5日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	郡山市保有個人情報等の安全管理に関する要綱に基づき作成している「郡山市国民健康保険課保有個人情報等の安全管理に関する実施手順」により、特定個人情報の取得やデータ入力、保管方法等に関する主な留意点を明確化している。 また、人が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・入力作業を行う場合には、のぞき見や書類の紛失等の情報漏えい等、申請書等に記載された情報の誤入力等に十分注意する。 ・個人番号が記載された書類及び電磁的記録媒体は、取扱区域内の施錠可能なキャビネットに保管する。 ・情報システムについては、保存期間の経過等により、保存の必要がなくなったときに、速やかに個人番号を削除し、削除状況を第三者が確認する。 ・書類及び電磁的記録媒体については、保存期間の経過等により、保存の必要がなくなったときに、個人番号をできるだけ速やかに復元不可能な手段で削除又は廃棄する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

## 9. 監査

実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検	<input checked="" type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b>			[ 全項目評価又は重点項目評価を実施する ]
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li><li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li><li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li><li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li><li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li><li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li><li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li><li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li><li>9) 従業者に対する教育・啓発</li></ol>		
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	郡山市保有個人情報等の安全管理に関する要綱及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、万が一、情報漏えい等の事案が発生した場合の対応について職員への周知徹底を行っている。また、各事務手続の実施に当たって、次のような対策を講じている。 <ul style="list-style-type: none"><li>・入力作業を行う場合には、のぞき見や書類の紛失等の情報漏えい等、申請書等に記載された情報の誤入力等に十分注意する。</li><li>・個人番号が記載された書類及び電磁的記録媒体は、取扱区域内の施錠可能なキャビネットに保管する。</li><li>・情報システムの保守・管理のための委託にあたり、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を踏まえた契約等を締結した上で、委託先に対する必要かつ適切な監督を行う。</li><li>・情報システムについては、保存期間の経過等により、保存の必要がなくなったときに、速やかに個人番号を削除し、削除状況を第三者が確認する。</li><li>・書類及び電磁的記録媒体については、保存期間の経過等により、保存の必要がなくなったときに、個人番号をできるだけ速やかに復元不可能な手段で削除又は廃棄する。</li></ul> これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I-5 ②所属長の役職名	地域保健課長 吉田 光子、国民健康保険課長 山内 政人	地域保健課長、国民健康保険課長	事後	新様式への変更
令和1年6月27日	I-7 請求先	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口:政策開発部ソーシャルメディア推進課(市政情報センター) 024-924-3510	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口:政策開発部広聴広報課(市政情報センター) 024-924-3511	事後	組織改編のため
令和1年6月27日	IV リスク対策	-	IVリスク対策 1~9の項目を追加	事後	新様式への変更
令和1年6月27日	II-1 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	令和元年5月16日 時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和1年6月27日	II-2 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	令和元年5月16日 時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和3年9月1日	I-5 ①部署	保健福祉部保健所地域保健課及び市民部国民健康保険課	保健福祉部保健所健康づくり課及び市民部国民健康保険課	事後	組織改編のため
令和3年9月1日	I-5 ②所属長の役職名	地域保健課長、国民健康保険課長	健康づくり課長、国民健康保険課長	事後	組織改編のため
令和3年9月1日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号963-8024 郡山市朝日二丁目15番1号 保健福祉部保健所地域保健課 024-924-2900	郵便番号963-8024 郡山市朝日二丁目15番1号 保健福祉部保健所健康づくり課 024-924-2900	事後	組織改編のため
令和3年9月1日	II-1 いつの時点の計数か	令和元年5月16日 時点	令和3年8月10日 時点	事後	期間経過のため再計算
令和3年9月1日	II-2 いつの時点の計数か	令和元年5月16日 時点	令和3年8月10日 時点	事後	期間経過のため再計算
令和7年4月30日	I-1 ②事務の概要	都山市は、後期高齢者健康診査に関する事務の実施に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。 特定個人情報を取扱う事務は次のとおりとする。 1 後期高齢者健康診査受診対象者の特定 2 後期高齢者健康診査受診結果の管理 3 後期高齢者健康診査受診結果通知書の送付	都山市は、後期高齢者健康診査に関する事務の実施に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。 特定個人情報を取扱う事務は次のとおりとする。 1 後期高齢者健康診査受診対象者の特定 2 後期高齢者健康診査受診結果の管理 3 後期高齢者健康診査受診結果通知書の送付	事後	評価書見直しに伴う法律番号の記載
令和7年4月30日	I-1 ③システムの名称	2 共通基盤システム	2 庁内連携システム	事後	
令和7年4月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一の30項	番号法第9条第1項及び同法別表85の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年4月30日	II-1 いつの時点の計数か	令和3年8月10日 時点	令和6年6月5日 時点	事後	評価書の見直しに伴う再計算
令和7年4月30日	II-2 いつの時点の計数か	令和3年8月10日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	評価書の見直しに伴う再計算
令和7年4月30日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		新設された評価項目の記載	事後	様式変更の伴う項目の追加
令和7年4月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新設された評価項目の記載	事後	様式変更の伴う項目の追加